

# 第1回 決済テクニカルミーティング 事務局提出資料

2023年5月15日  
独立行政法人 情報処理推進機構  
デジタルアーキテクチャ・デザインセンター



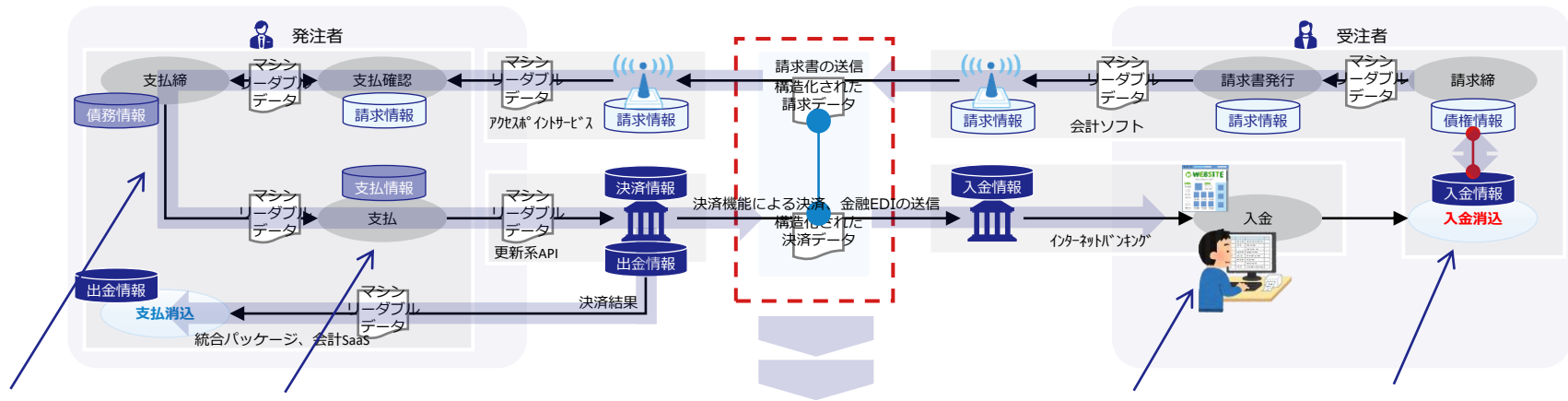
# 1. 検討趣旨



# 実現したい価値



消込業務等のSTP（ストレート・スルー・プロセッシング）、請求・決済プロセスのそれぞれの取引データ間の対応関係の明確化やデータ利活用に適したデータ品質の実現により、高い相互運用性を有するSTPの実現やデータ利活用型サービスの創出を目指す。



請求、債務情報からの  
支払情報の自動作成、  
自動支払

事業者の財務状況に合  
わせた最適な決済手段、  
金融サービスによる決  
済

実現されるユースケース例

プロセス内のデータ構造化と  
プロセス間の対応関係の明確化  
(参照データモデルの策定)。

イネーブラーとしてデータ規格、業務、  
システムおよびサービスの標準化に寄与


人の介在（画面転記  
等）が残ったとしても、  
データモデルに基づく  
マニュアルにより、人  
的負荷を軽減


相手事業者や請求、決  
済の手段に依らない、  
入金消込の完全自動化、  
消込精度の向上

実現されるユースケース例

# 請求・決済プロセスにおける発行・仲介機能を担う事業者に期待される役割

ビジョン実現に向けて、請求・決済プロセスにおいて取引データの発行・仲介機能を担う、業務システムベンダ・ネットワーク提供者に期待される役割は以下のとおり。

 提供サービスの相互運用性の確保

 サービスの透過性の確保



利用する業務システムに依存せず、サービスが提供可能であること



ユーザ自身が請求標準・決済手段の違いを意識せずにサービスを利用可能であること



利用する請求標準・決済手段に依存せず、サービスが利用可能であること

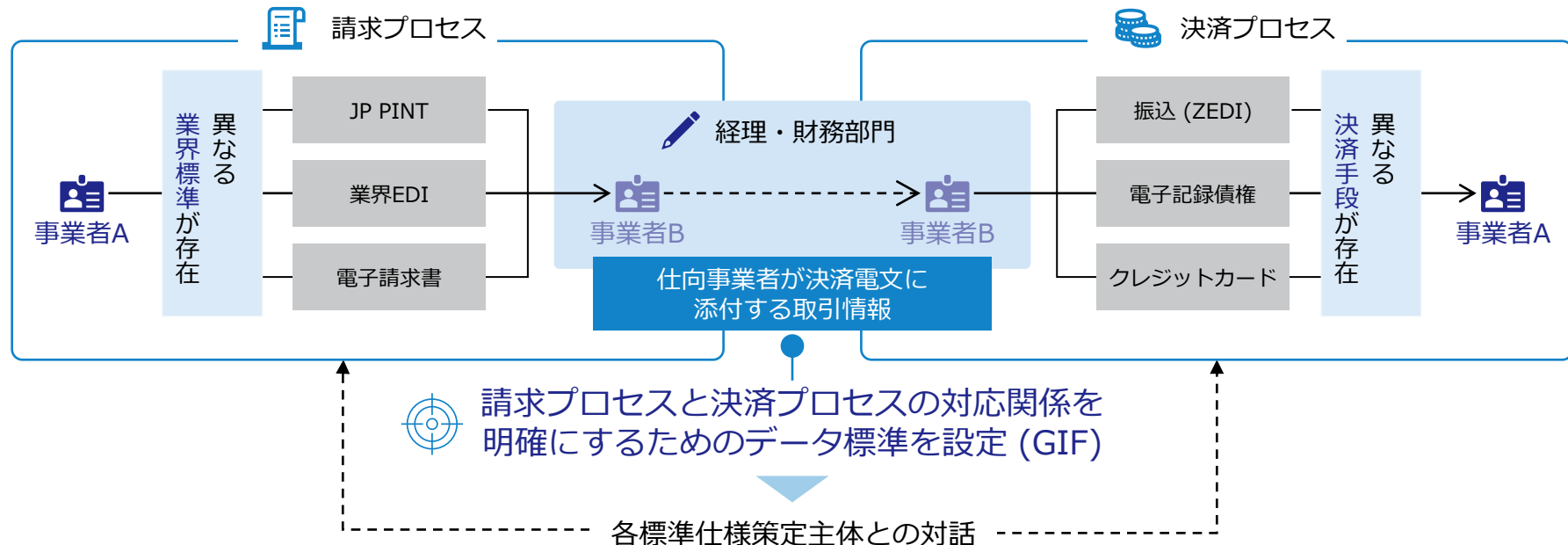


- ・ 請求・決済のデータ連携を実現を可能とするデータモデルを策定
- ・ 業務システムベンダ、ネットワーク提供者との対話を通じた浸透を図る

# GIF金融分野における消込DM策定の基本コンセプト



PEPPOL/DI-ZEDIデータモデルをベースに、異なる請求標準や決済手段を利用する場合であっても共通して利用可能なデータ標準等を特定することで、請求・決済間の広範なデータ連携が実現  
本会合では、当該データ標準等をGIF金融分野におけるDMとして策定し浸透を図ることを目指す。

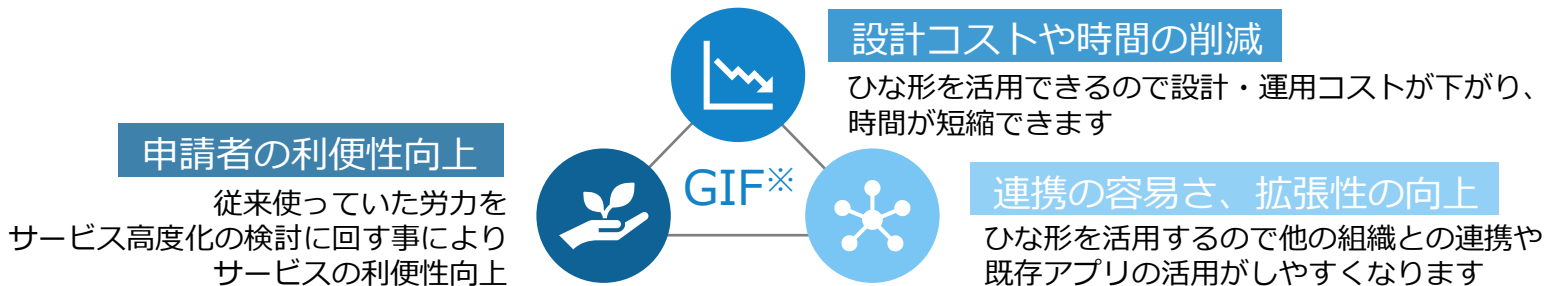


想定適用対象

- 1 官公需取引
- 2 BtoB取引 (NEDO実証事業、中小企業庁実証等)

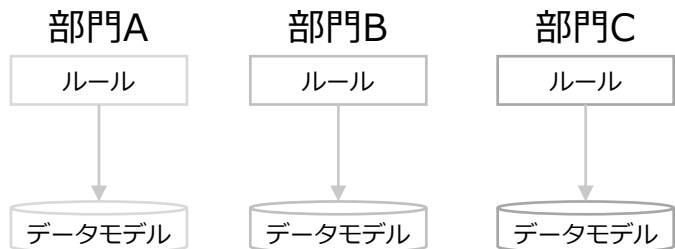
# 政府相互運用性フレームワーク (Government Interoperability Framework : GIF)

GIFとは、データの相互運用性を担保する観点からデジタル庁が策定した技術的体系を指す。



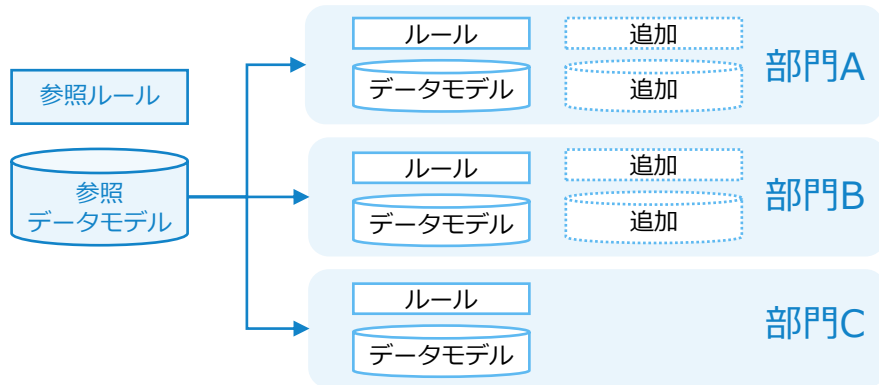
従来

各部門が独自設計するので、コストと時間がかかり、つながらない



GIF後

各部門が参照モデルをもとに設計するので連携しやすいしかも独自性を確保できる



# GIFの体系及び活用状況

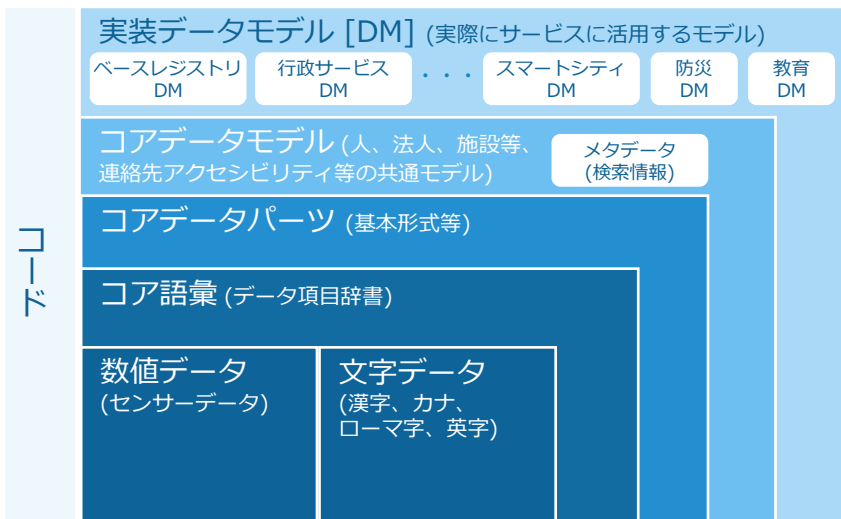
GIFは、スマートシティ、防災、教育、行政サービス等の分野において先行して策定されており、各分野においては政府施策との関連付けも図られている。

## 体系

- データモデルを実装データモデル、コアデータモデル、コアデータパーツ、コア語彙の4階層に整理
- 領域ごとのデータモデルは実装データモデルで整理

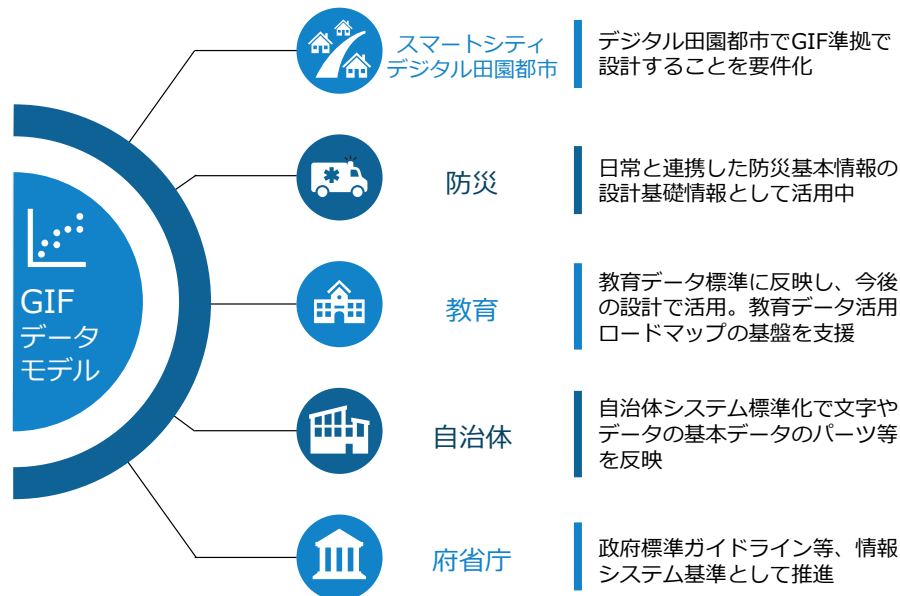


データ



## 活用状況

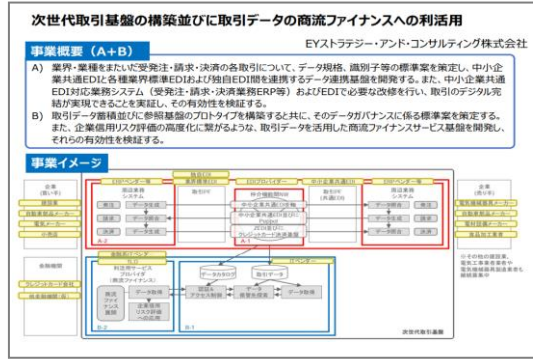
デジタル田園都市構想をGIF準拠で設計することを要件化する等、普及施策との関連付けが図られている



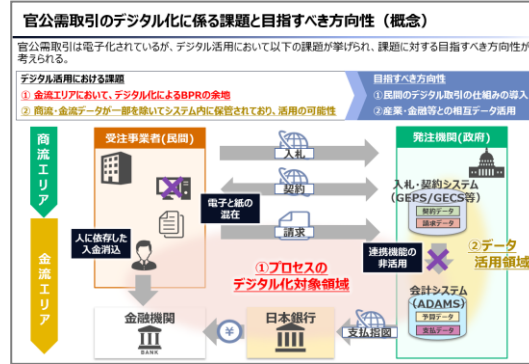
# 請求-決済連携に向けた関連取組



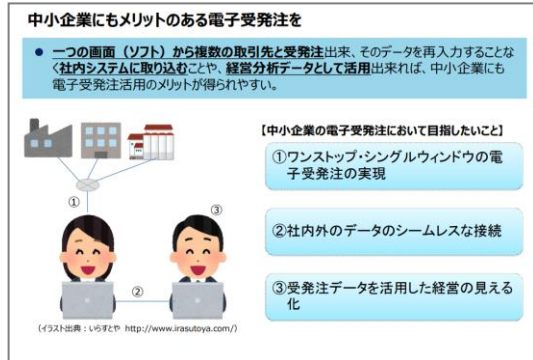
今次検討と関連して実施されている、請求-決済連携に向けた取組み事例は以下のとおり。



令和4年9月5日  
新エネルギー・産業技術総合開発機構  
「産業DXのためのデジタルインフラ整備事業/受発注・請求・決済の各システムの情報連携を可能とする次世代取引基盤の構築」に係る実施予定先の決定について」より抜粋



In press  
独立行政法人情報処理推進機構  
「官公需取引におけるBPRに向けたアーキテクチャ設計業務報告」より抜粋



令和5年3月31日  
中小企業庁  
「電子受発注システム普及促進に向けた実証調査事業 報告書」より抜粋

### 金融 EDI 情報標準「DI-ZEDI (ディーゼディ)」について

金融 EDI システム (以下「ZEDI」といふ) を利用した金融 EDI 情報標準 (標準名称:「DI-ZEDI」) は、法人間標準 (「DI-FIN」) と中小企業標準 (「DI-SME」) をベースとして、取引企業・取引企業の双方が共有するデジタルインフラプラットフォームとすることで、一括管理に設定した金融 EDI 情報標準であり、次の情報項目等で構成している。

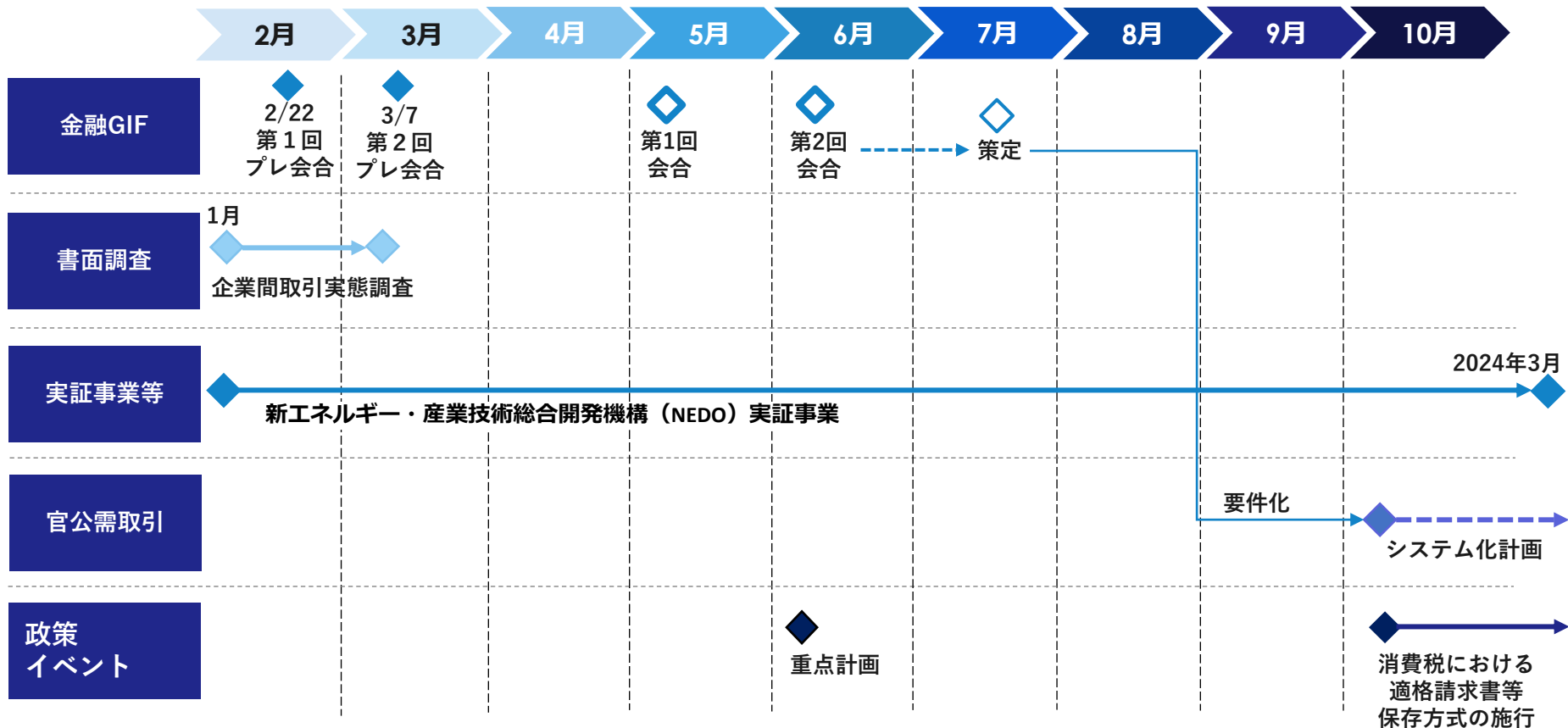
項目	標準項目名*	項目名†	項目属性	項目内容・備考	
①	請求書タイプコード 【DI-FIN01】 Invoice type code	ch: InvoiceTypeCode	1..1	半角数字3文字	請求書標準 (「DI-FIN01」)
②	請求業者番号 【DI-FIN02】 Invoice number	ch: ID	1..1	半角半角 35 文字以内	請求業者標準 (「DI-FIN02」)
③	請求発行日 【DI-FIN03】 Invoice issue date	ch: IssueDate	1..1	半角 8 文字	請求業者発行された発注日 (YYYYMMDD) を入力 例: 20240123 (注:「/」は「-」で置き換えて「20240123」)
④	請求金額 (税込) 【DI-FIN11】 Invoice total amount with TAX	ch: TotalFacelimitAmount + BusinessTax	0..1	半角 18 文字以内	請求業者側の合計金額 (税込) を入力 (入力強制) 例: 100000000, 50000000 (注:「/」は「.」で置き換えて「100000000.50000000」)
⑤	取引 (受注) 企業の登録番号 【DI-FIN04】 Seller Tax Identifier	ch: Party + ch: CompanyID + ch: TaxScheme	1..1	半角英数字 11 文字	取引企業の登録番号と取引業者側の登録番号を入力
⑥	取引 (発注) 企業の登録番号 【DI-FIN08】 Buyer Tax Identifier	ch: BuyerParty + ch: CompanyID + ch: TaxScheme	0..1	半角英数字 14 文字	取引企業の登録番号と取引業者側の登録番号を入力 (入力強制)
⑦	取引先手続料別	TransactionCode	0..1	半角数字3文字以内	取引先手続料別 (請求金額を元にした) 000 取引先手続料別 (請求金額を元にした) 002
⑧	請求	Invoice	0..1	半角英数字 140 文字以内	

\* 1..1: 必須項目に記した半角数字は項目名と標準項目名 (「DI-FIN」) は「DI-FIN」の「Invoice number」に記した「1」は、標準「Business Tax」欄を必須とする。  
† 項目名に「ch」は項目名が標準項目名と一致する場合は、デジタルインフラ標準 (「DI-FIN」) は「DI-FIN」の「Invoice number」に記した「1」は、標準「Business Tax」欄を必須とする。  
‡ 取引先手続料別は「DI-FIN」の「Transaction Code」欄を必須とする。

令和5年4月28日  
全国銀行資金決済ネットワーク  
「金融 EDI 情報標準「DI-ZEDI (ディーゼディ)」について」より抜粋



# 金融GIFの検討スケジュール





## 2.金融GIF策定に向けた技術的論点

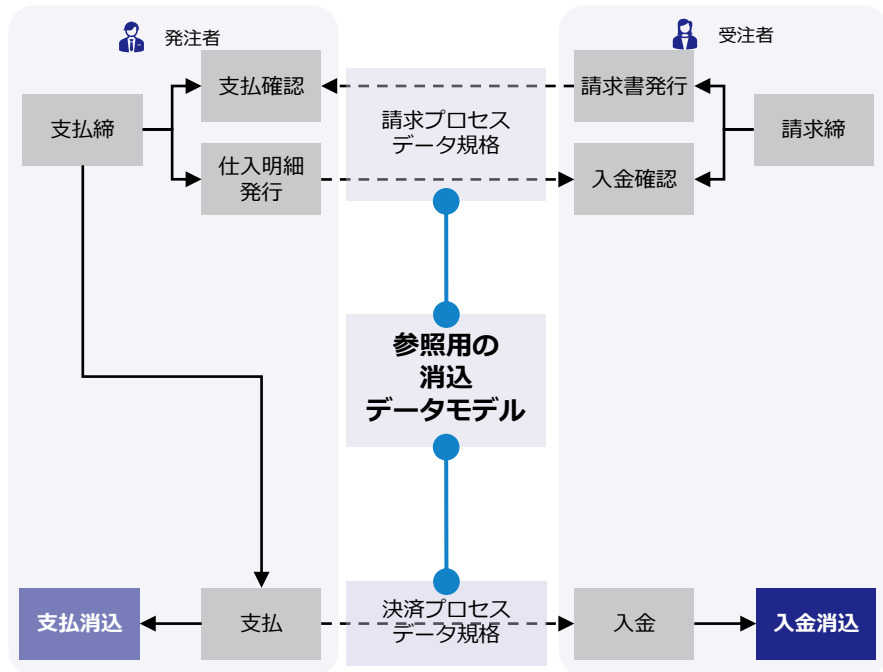


# 論点・留意事項



事業者間のデータ連携における相互運用性を向上させることで、請求、決済手段を問わず消込のSTPを実現するための参照用の消込データモデルを検討する。

## STPによる消込の実現



## 消込データモデル検討観点

### 1 スコープの整理

インボイス制度やわが国における商習慣を踏まえ、データモデルの対象とすべき、請求取引の類型や消込ユースケースを整理する

### 2 連携すべきデータ項目の設定

請求、決済を通して行われる企業間のデータ連携において、消込を行うためのアーキテクチャを整理し、連携すべきデータ項目を設定する

### 3 STPを実現するデータ品質の確保

企業間取引は異なる品質の業務機能、仲介機能を介したデータ連携であること踏まえ、STPの消込を実現するために必要となるデータ品質を整理し、データモデルにて品質を担保する機能（項目仕様）を検討する

### 4 既存データ規格への取り込み

策定されたデータモデルについて、既存のデータ規格への取り込み方法を検討する

# 1. スコープの整理 -請求取引の類型-



適格請求書等保存方式の開始にあたり、請求電文の構造化および取引主体の識別子の整備が行われつつある状況。決済プロセスとの連携（消込自動化）を図ることで、構造化の便益最大化を目指すことが望ましい。従前の区分記載請求書保存方式については、今後も免税事業者での利用が想定されることから、今後のデジタルインボイスにおける検討状況を踏まえてからスコープに含めることが望ましいのではないかと。



請求プロセスで用いられる請求書の類型

(ご参考) デジタルインボイス (PEPPOL) 状況  
データ規格  
取引主体の識別子

適格請求書等 保存方式	請求プロセスで用いられる請求書の類型	(ご参考) デジタルインボイス (PEPPOL) 状況 データ規格	取引主体の識別子
適格請求書等 保存方式	<p>請求取引 (受注者が発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適格請求書 (通常インボイス)</li> <li>修正した適格請求書 (修正インボイス)</li> <li>適格返還請求書 (返還インボイス)</li> </ul>	JP PINT Ver.1.0	適格請求書等 発行事業者 の登録番号
	<p>請求レス取引 (発注者が発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適格請求書記載事項を記載した仕入明細書</li> <li>適格返還請求書記載事項を記載した仕入明細書</li> </ul>	JP BIS Ver.0.9	
区分記載請求書等保存方式		検討中	検討中

# 1. スコープの整理 -消込ユースケース-



将来的なデータ利活用ユースケースにつなげる観点からも、請求と決済間の紐づけを可能にするアーキテクチャ (Level1)は実現すべきではないか。一方、請求書の明細単位の紐づけ (Level 2) 、商習慣や業界慣行に特化した情報の紐づけ (Level3) まで踏み込む必要があるか。

## Level1

請求書単位と決済行為間の関係性を明確にする

### 例

- 1 複数の請求書を合算した金額が振り込まれる
- 2 債権債務を相殺した金額が振り込まれる

将来的なデータ利活用ユースケースにつなげる観点からも、原則として、請求と決済間の紐づけを可能にする情報は実現すべき

## Level2

請求書の明細単位と決済行為間の関係性を明確にする

### 例

- 3 請求書の明細単位で分割された金額が振り込まれる

請求書の明細単位は業務システムによって異なり、必ずしも債権債務の管理単位と一致するとは限らない。現時点では消込に有用ではない可能性。今後、デジタルインボイスの運用を踏まえ、取り込みを検討するのがよいのではないか

## Level3

請求書と関連しない事情も含め消込に役立つ情報を記載する

### 例

- 4 振込手数料を差し引いた金額が振り込まれる
- 5 買手事業者から間違えた金額が振り込まれる

ベンダ内での競争領域である消込サービスの提供手法に依存する、請求・決済手段固有のユースケースである可能性。ただし、例④については会計ベンダからの要望が強いことを踏まえ、全銀ネットにて対応を検討

ユース  
ケース

方向感

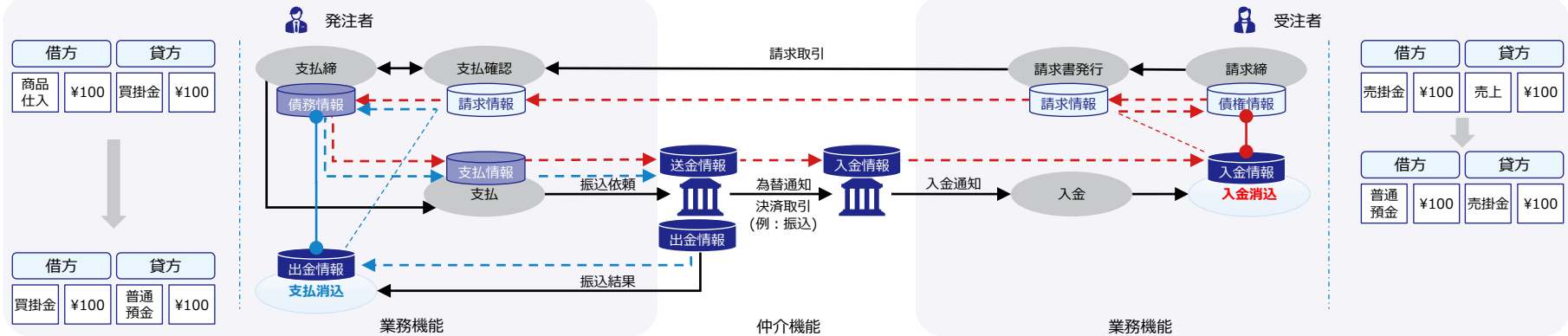
## 2. 項目の設定 -消込を実現するための協調領域の整理-



STPによる消込を実現するためには、作成主体が異なる情報間での突合（データ間の接続）が重要であり、関連する業務機能及び仲介機能において、消込対象を特定するための情報（キー項目）連携が必要（協調領域として設定すべき領域）となる。なお、請求レス取引においても、同様に整理を行うことができる。

ISO/IEC/IEEE 15288:2015のテクニカルプロセスを用いて、消込にかかる協調領域を整理

■ 発注者業務機能で作られる情報
 ○ 受注者業務機能で作られる情報
 ■ 仲介機能で作られる情報



### 支払消込

### 入金消込

ビジネス又は  
ミッション分析プロセス → → ○ ■

ステークホルダーニーズ及び  
ステークホルダー要求事項定義プロセス —●— —●—

システム要求事項定義プロセス - - -> - - ->

アーキテクチャ定義プロセス

支払締で発生した買掛金を、決済（支払）の完了（振込の場合は振込結果の確認）をもって消込を行う

買掛金について、債務情報と出金情報の作り手の異なる情報間での突合が行えること

請求情報を一意に特定する情報（キー項目）を出金情報に連携し、請求情報を介して債務情報と出金情報の突合が行えること

業務機能、仲介機能にて参照すべきデータモデルの在り方を検討する

請求締で発生した売掛金を、決済（入金）の完了（振込の場合は入金結果の確認）をもって消込を行う

売掛金について、債権情報と入金情報の作り手の異なる情報間での突合が行えること

請求情報を一意に特定する情報（キー項目）を入金情報に連携し、請求情報を介して債権情報と入金情報の突合が行えること

業務機能、仲介機能にて参照すべきデータモデルの在り方を検討する

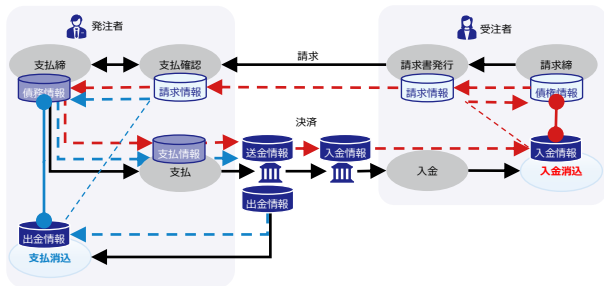
## 2. 項目の設定 - 消込のためのキー項目の検討 -



発行主体にて請求書(仕入明細)番号が一意(ユニーク)に採番された場合においても、消込を行う場合には「請求書番号」に加え受発注者の識別子が必要となる。任意項目となっている発注者の識別子について、検討が必要。

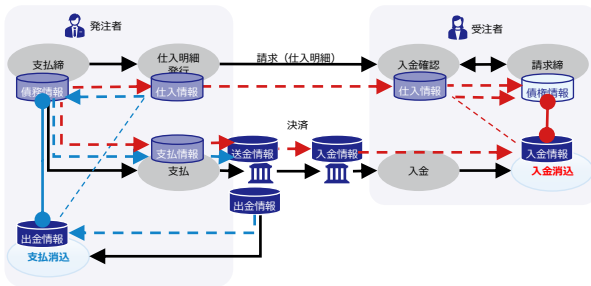
請求書(仕入明細)番号が発行主体の業務機能にて採番されることを前提に、請求書番号が一意(ユニーク)になる範囲を踏まえた各取引形態毎のキー項目のあり方について検討。

### 通常インボイス



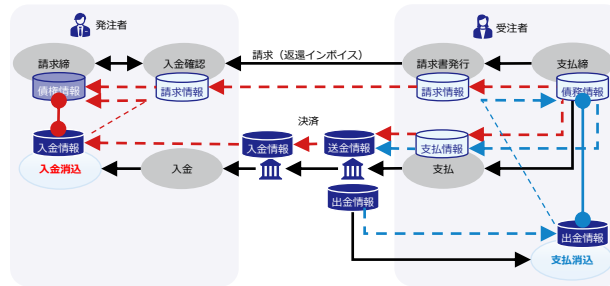
業務	発行主体	ユニークの範囲	消込主体	消込主体における重複ケース	キー項目	協調領域とすべき特定キー
入金消込	受注者	受注者内	受注者	なし	請求書番号	請求書番号、 発注者(債権者)の識別子
	受注者	取引主体間	受注者	発注者が異なる場合に重複	請求書番号、 発注者の識別子	請求書番号、 受注者(債務者)の識別子
支払消込	受注者	受注者内	発注者	受注者が異なる場合に重複	請求書番号、 受注者の識別子	請求書番号、 受注者(債権者)の識別子
	受注者	取引主体間	発注者	受注者が異なる場合に重複	請求書番号、 受注者の識別子	請求書番号、 受注者(債権者)の識別子

### 仕入明細 (請求レス取引)



業務	発行主体	ユニークの範囲	消込主体	消込主体における重複ケース	キー項目	協調領域とすべき特定キー
入金消込	発注者	発注者内	受注者	発注者が異なる場合に重複	仕入明細番号、 発注者の識別子	仕入明細番号 発注者(債務者)の識別子
	発注者	取引主体間	受注者	発注者が異なる場合に重複	仕入明細番号、 発注者の識別子	仕入明細番号 受注者(債権者)の識別子
支払消込	発注者	発注者内	発注者	なし	仕入明細番号	仕入明細番号 受注者(債権者)の識別子
	発注者	取引主体間	発注者	受注者が異なる場合に重複	仕入明細番号、 受注者の識別子	仕入明細番号 受注者(債権者)の識別子

### 返還インボイス (決済後の返品対応などのケース)



業務	発行主体	ユニークの範囲	消込主体	消込主体における重複ケース	キー項目	協調領域とすべき特定キー
入金消込	受注者	受注者内	発注者	受注者が異なる場合に重複	請求書番号、 受注者の識別子	請求書番号 受注者(債権者)の識別子
	受注者	取引主体間	発注者	受注者が異なる場合に重複	請求書番号、 受注者の識別子	請求書番号 受注者(債権者)の識別子
支払消込	受注者	受注者内	受注者	なし	請求書番号	請求書番号 発注者(債権者)の識別子
	受注者	取引主体間	受注者	発注者が異なる場合に重複	請求書番号、 受注者の識別子	請求書番号 発注者(債権者)の識別子

「発注者」の識別子なしに、請求書番号のみで入金消込可能なケースは、通常インボイスにおいて、請求書の発行主体である受注者が請求書番号をユニークに管理している場合のみ

「発注者」が発行する仕入明細においては、入金消込時に「仕入明細番号」に加え、「債権者」である「発注者」の識別子が必要

原取引における「受注者」が発行する返還インボイスにおいては、原取引における債権・債務関係が逆転するため、支払消込を行う場合には、返還インボイスの「債権者」である「発注者」の識別子が必要

## 2. 項目の設定 -請求書タイプの識別子の要否について-



請求プロセス・決済プロセス間データ連携の観点からは、適格請求書および仕入明細の両方の取引形態を用いる事業者を想定した場合、「請求書番号」、「取引主体の識別子」に加え、請求書タイプの識別子が必要となる。

請求書番号、仕入明細番号ともにDI-ZEDI請求書番号に設定されるため、通常インボイスおよび仕入明細混在による同一業務（入金消込、支払消込）実施時の重複ケースについて、検討。

### 通常インボイス -消込のためのキー項目の検討 より

業務	発行主体	ユニークの範囲	消込主体	消込主体における重複ケース	キー項目	協調領域とすべき特定キー
1 入金消込	受注者	受注者内	受注者	なし	請求書番号	請求書番号、 発注者（債権者） の識別子
	受注者	取引主体間	受注者	発注者が異なる場合に重複	請求書番号、 発注者の識別子	
2 支払消込	受注者	受注者内	発注者	受注者が異なる場合に重複	請求書番号、 受注者の識別子	請求書番号、 受注者（債権者） の識別子
	受注者	取引主体間	発注者	受注者が異なる場合に重複	請求書番号、 受注者の識別子	

### 1 入金消込

取引形態	発行主体	ユニークの範囲	消込主体	消込主体における重複ケース	キー項目	協調領域とすべき特定キー	両方の取引形態を採用している場合の重複ケース	協調領域とすべき特定キー
通常 インボイス	受注者	受注者内	受注者	なし	請求書番号	請求書番号、 発注者（債権者） の識別子	発注主体が異なるため、通常インボイス仕入明細間（請求書番号、仕入明細番号間）でキーが重複する	左記キーに加え、請求レス取引か識別するための請求書タイプの識別子が必要
	受注者	取引主体間	受注者	発注者が異なる場合に重複	請求書番号、 発注者の識別子			
仕入 明細	発注者	発注者内	受注者	発注者が異なる場合に重複	仕入明細番号、 発注者の識別子	仕入明細番号、 発注者（債権者） の識別子		
	発注者	取引主体間	受注者	発注者が異なる場合に重複	仕入明細番号、 発注者の識別子			

### 仕入明細（請求レス取引）-消込のためのキー項目の検討 より

業務	発行主体	ユニークの範囲	消込主体	消込主体における重複ケース	キー項目	協調領域とすべき特定キー
1 入金消込	発注者	発注者内	受注者	発注者が異なる場合に重複	仕入明細番号、 発注者の識別子	仕入明細番号、 発注者（債権者） の識別子
	発注者	取引主体間	受注者	発注者が異なる場合に重複	仕入明細番号、 発注者の識別子	
2 支払消込	発注者	発注者内	発注者	なし	仕入明細番号	仕入明細番号 受注者（債権者） の識別子
	発注者	取引主体間	発注者	受注者が異なる場合に重複	仕入明細番号、 受注者の識別子	

### 2 支払消込

業務	発行主体	ユニークの範囲	消込主体	消込主体における重複ケース	キー項目	協調領域とすべき特定キー	両方の取引形態を採用している場合の重複ケース	協調領域とすべき特定キー
通常 インボイス	受注者	受注者内	発注者	受注者が異なる場合に重複	請求書番号、 受注者の識別子	請求書番号、 受注者（債権者） の識別子	発注主体が異なるため、通常インボイス仕入明細間（請求書番号、仕入明細番号間）でキーが重複する	左記キーに加え、請求レス取引か識別するための請求書タイプの識別子が必要
	受注者	取引主体間	発注者	受注者が異なる場合に重複	請求書番号、 受注者の識別子			
仕入 明細	発注者	発注者内	発注者	なし	仕入明細番号	仕入明細番号、 受注者（債権者） の識別子		
	発注者	取引主体間	発注者	受注者が異なる場合に重複	仕入明細番号、 受注者の識別子			



## 2. 項目の設定 -キー項目以外の請求情報項目の有用性について-



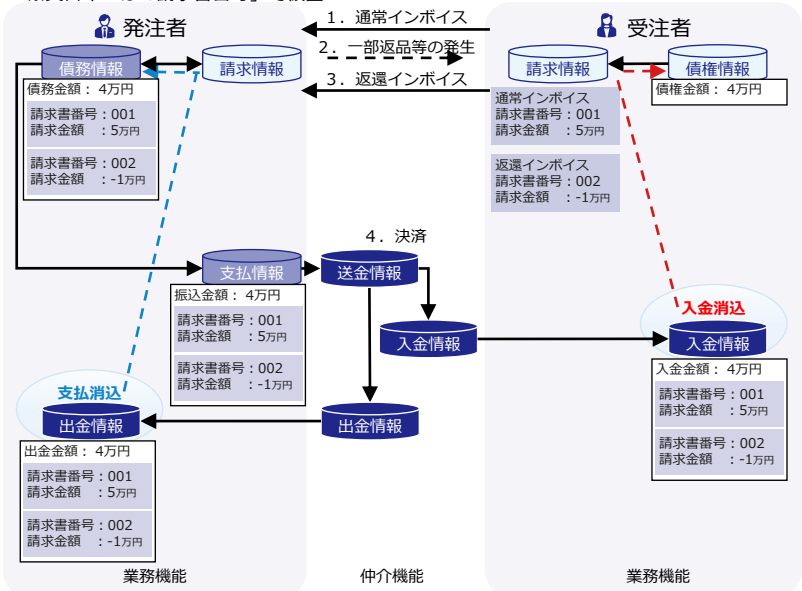
請求プロセスにおいて既に取引主体間で共有済みである請求情報項目を金融EDI情報に取り込む必要性自体は低い。

DI-ZEDI項目案の請求金額項目について、金融EDI情報(DI-ZEDI)としての必要可否について検討。

### 検討モデル

通常インボイス発行後、原取引における一部返品等に伴い、返還インボイスを発行。決済を経て、消込時点における各情報の保有状況をモデルとした。

※突合キーは「請求書番号」で仮置



発注者業務機能で作られる情報    仲介機能で作られる情報    受注者業務機能で作られる情報

### 検討結果

請求金額および、通常・返還インボイスの識別子の金融EDIへの取り込みの必要性の観点から検討。

#### 01 金融EDI情報への請求金額項目取り込みの必要性について

- 各請求書単位の請求金額は、請求プロセスにおいて取引主体間で共有済みであり、キー項目での突合が機能すれば、金融EDI情報に請求金額項目等キー項目以外の情報項目を設ける必要性はないものと考えられる
- ただし、決済電文作成機能が他機能と独立 (振込におけるインターネットバンキング等) したケースにおいて、人の手による誤転記の防止の観点から金融EDI情報に請求金額項目を設けることは有用な可能性

#### 02 通常、返還インボイス識別の必要性について

- デジタルインボイスでは、返還インボイスを品数や金額等のマイナス値で表現することから、金融EDI情報の請求金額項目においてもマイナス値を許容する仕様であれば、特段の識別子は不要だと考えられる
- 一方で、決済電文の作成・参照機能が独立しており、人の手が介在せざるを得ないユースケースを踏まえると、金融EDI情報自体に返還インボイスであることを識別可能な情報を含めることは一定程度有用な可能性

### 3. 品質の確保 -項目仕様-

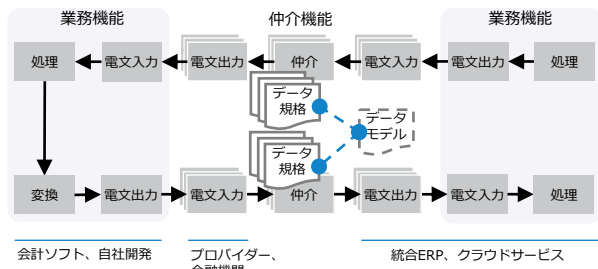


様々な事業者間のデータ連携においては、やり取りされるデータそのものの品質について、利用用途に応じた品質水準を確保することが重要。そのために、データモデルに項目仕様等、品質を担保する機能を実装させる必要性がある。



#### データ品質の確保について

業務機能、仲介機能いずれも提供者（ソフトウェア、サービス、自社開発）が異なるため、扱えるデータの品質に違いがある可能性。異なる機能間、提供者間でのデータ連携、利活用を実現するためには、データモデルに利用用途に応じた品質を担保する機能を設ける必要がある。



データ品質が確保されていない場合の弊害例

- 処理できる請求書番号の最大桁数が業務機能間で異なる場合、欠落が発生し、キー項目として使用できない  
⇒対応例：最大桁数をデータモデルで規定する
- 処理できる金額の精度が業務機能間で異なる場合、丸め誤差が発生し、正確な金額が把握できない  
⇒対応例：金額項目の精度をデータモデルで規定する
- 認識できる日付書式が業務機能間で異なる場合、誤変換が発生し、相手側業務機能で処理できない  
⇒対応例：標準(ISO8601など)への準拠をデータモデルで規定する



#### データモデルに実装すべき機能

JIS X 25012で規定されているソフトウェア製品のデータ品質要求における15の品質特性を踏まえ、消込業務のためのデータ連携の観点から、データモデルで担保すべき品質特性と実装方法を検討。

#### JIS X 25012:2013 (ISO/IEC 25012:2008) データ品質モデル特性

品質特性	データ固有	システム依存	説明	データモデルにおける実装候補
正確性	○		データは正確であること	項目の書式の明確化、チェックディジットの実装
完全性	○		データは目的に応じて抜け漏れなくあること	項目の必須、任意の明確化
一貫性	○		データには整合性や一貫性があること	データモデル内のバリデーションルールの設定
信ぴょう(憑)性	○		信頼できるデータであること	チェックディジットの実装
最新性	○		データが最新のものに更新されていること	更新日時項目の実装
アクセシビリティ	○	○	データを受け取った人がそのデータを活用できるようにすること	文字セットの明確化
標準適合性	○	○	データが標準に適合していること	JIS,ISO等標準への準拠
機密性	○	○	目的に応じた機密性が確保されていること	データの暗号化
効率性	○	○	データは効率的に処理されていること	JIS,ISO等標準への準拠
精度	○	○	データには使用目的に応じて必要な精度をもっていること	桁数、精度の明確化
追跡可能性	○	○	データに疑義が生じたりした時に、データの原典などを参照できること	識別子項目の実装
理解性	○	○	利用者がデータについて理解できること	項目の意味定義の規定、共通語彙基盤との関連付け
可用性		○	データは必要な時に使えるようになっていること	-システム依存のため対象外
移植性		○	データは移植しやすいこと	-システム依存のため対象外
回復性		○	データが早急に復元されること	-システム依存のため対象外

# 御議論いただきたい事項①：データモデルの妥当性

1～3. における検討等を踏まえ、次頁及び次々頁において、DADCにおいて金融GIF消込データモデル素案を作成。

以下の観点<sup>①</sup>を踏まえ、当該データモデル案の技術的妥当性につき御議論いただきたい。

## 参照データモデル検討方針について

- 参照データモデル検討方針 1～3 にかかるDADC検討への意見
- 参照データモデル検討方針 1～3 以外に付加的に検討すべき観点

## DADCデータモデル案について

- DADCデータモデル案における情報項目及び項目仕様の加削・変更意見

## 既存の請求・決済データ規格の取り込みについて

- 既存の請求・決済データ規格において採用を働きかけるために必要となる取り組み・施策等

# 1～3. GIF 金融 消込データモデル案



1～3. における検討および、TMプレ会合における全銀EDI金融EDI標準(DI-ZEDI)でのミニットを踏まえ、消込データモデル案を作成。



## GIF 金融 消込データモデル案

企業間取引における受注者での入金消込、発注者での支払消込を可能とするデータモデルを作成しています。受注者から発注者へ渡す請求情報、および発注者から受注者へ渡す決済付随情報の参照モデルです。消込主体にて決済対象となった請求情報を特定するために必要だと思われる項目を対象としています。なお、請求書を用いず、発注者から受注者へ仕入明細情報を渡している（いわゆる請求レス取引）場合においても、仕入明細書の参照モデルとして使用できます。

No.	Prefix	項目名	必須	最小 回数	最大 回数	項目名（英語）	説明	形式	記入例	名称・形式等の 参考元
1	pd	請求書番号	必	1	1	InvoiceNumber	請求書/仕入明細書発行時に発行主体にて採番された番号。35文字以内。	文字列	123	ISO20022
2	pd	請求書発行日		0	1	InvoiceIssueDate	請求書/仕入明細書の発行主体における発行日。 受注者の請求情報に含まれない場合は、決済付随情報での値の設定はしない。	日付（YYYY-MM-DD）	2023-01-31	ISO8610
3	pd	受注者識別子	必	1	1	SellerIdentifier	受注者の適格請求書発行事業者としての登録番号。	文字列（半角文字）	T5010005007126	適格請求書 発行事業者の 登録番号
4	pd	発注者識別子		0	1	BuyerIdentifier	発注者の適格請求書発行事業者としての登録番号。 入力を推奨。	文字列（半角文字）	T8000012010038	適格請求書 発行事業者の 登録番号
5	pd	請求書タイプ 識別子		0	1	InvoiceTypeCode	請求書/仕入明細書等、決済対象となる請求情報の請求書タイプの識別子。 請求情報に含まれない場合は、決済付随情報での値の設定はしない。	文字列（半角文字）	380	UNCL1001

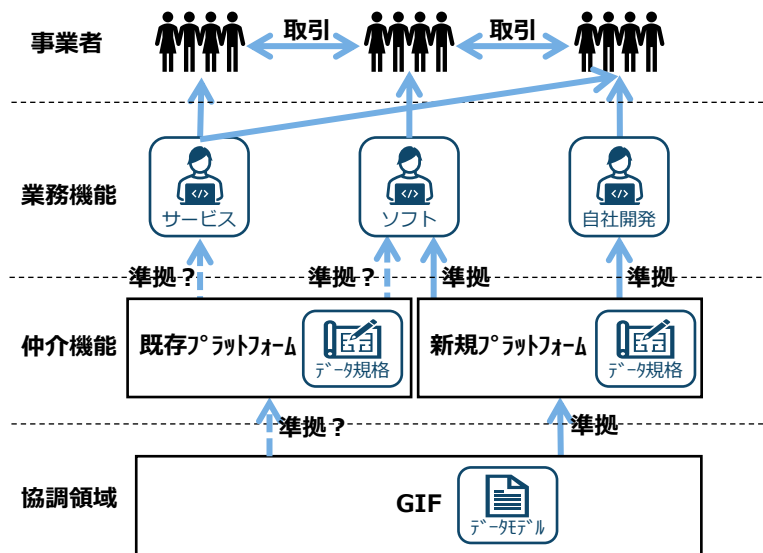
## 4. 既存データ規格への取り込み



消込データモデルを策定したとしても、既存の請求標準および決済標準については、データモデルの要求事項（項目、品質）を充足していない可能性。様々な事業者間での入金消込のSTPを実現する観点から、各標準（データ規格）への取り込み方法を検討する必要がある。

### 消込データモデルの取込

様々な事業者間取引における消込業務のSTPを実現するためには、請求および決済プロセスで既に用いられているデータ規格にデータモデルを取り込んでもらう必要がある。



### 充足タイプ別の検討の必要性

既存のデータ規格における消込データモデルの充足状況によって、大まかに以下の4タイプに分けられ、それぞれで取り込み方法を検討する必要がある。

	充足状況	取り組み方法例
Type. 1	項目：  品質： 既存のデータ規格、業務機能で対応可能。	(普及の観点から) <ul style="list-style-type: none"> <li>規格定義にGIF準拠の明示</li> <li>マッピング仕様の明示</li> </ul>
Type. 2	項目：  品質： データ規格、業務機能間の差異によっては、STPに支障あり。	<ul style="list-style-type: none"> <li>項目仕様の変更</li> <li>変換仕様の明示</li> <li>ガイドライン等、運用ルールの制定</li> </ul>
Type. 3	項目：  品質： STPはもとより、消込に支障あり。	<ul style="list-style-type: none"> <li>項目追加、変更</li> </ul>
Type. 4	非構造化データ Ex.請求書PDF、紙請求書OCR、通常払込取扱票通信欄など	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式の項目追加、変更</li> <li>転記仕様の明示</li> </ul>

# (ご参考) 消込データモデル案と既存のデータ規格との充足状況比較

GIF金融データモデル 入金消込DM案	請求プロセスで用いられるデータ規格				決済プロセスで用いられるデータ規格					
	PEPPOL	中小企業共通EDI Ver4.0	流通BMS Ver.2.1	ZEDI		中小企業共通EDI Ver4.0	クレジットカード	電子記録債権 (でんさい)	ZEDI	
	JP PINT Ver1.0,Self Billing Ver0.9	仕入明細、請求	請求端,支払メッセージ	S-ZEDI	D-ZEDI 流通BMS「売掛消込」	支払通知	ISO8583	標準フォーマット	DI-ZEDI (案)	
<b>請求書番号</b>										
35文字以内	IBT-001/Invoice number	IID1/インボイス文書番号 仕入明細文書番号	127/請求書番号	請求書番号	127/請求書番号	RID81/文書番号			請求書番号	
	必須, ID-String	必須, 文字列	任意, 数字10桁	任意, 前半角40文字以内	必須, 数字10桁	任意, 文字列			必須, 全半角35文字以内	
<b>請求書発行日</b>										
ISO8601	IBT-002/Invoice issue date	IID4/インボイス文書発行日 仕入明細文書発行日	8/作成日時			RID82/文書発行日			請求書発行日	
	必須, ISO8601(YYYY-MM-DD)	必須, W3C日付様式(YYYY-MM-DD)	必須, DateTime			任意, W3C日付様式(YYYY-MM-DD)			必須, 半角10文字(YYYY-MM-DD)	
<b>受注者の識別子</b>										
適格請求書発行事業者 登録番号	IBT-031/Seller Tax identifier	IID26/適格請求書発行事業者登録番号	338/適格請求書発行事業者登録番号 195/支払内容 (個別名格カナ)			RID64/適格請求書発行事業者登録番号			売手企業の登録番号	
	必須, 適格請求書発行事業者の登録番号	必須, 適格請求書発行事業者の登録番号	任意, 適格請求書発行事業者の登録番号			任意, 適格請求書発行事業者の登録番号			必須, 適格請求書発行事業者の登録番号	
法人番号	IBT-030/Seller registration identifier	IID24/受注者国際企業コード		受取人企業法人コード	受取人法人番号 (法人マイナンバー)	RID52/受注企業国際企業コード			受取人法人番号 (法人マイナンバー)	
	任意, 法人番号	任意, 法人番号		任意, 法人番号	任意, 法人番号	任意, 法人番号			任意, 法人番号	
GLN			52/請求取引先GLN							
その他	IBT-029/Seller identifier	IID23/受注者コード	51/請求取引先コード		請求取引先コード	RID51/受注者コード				
	任意, ISO6523	必須, ???	必須, 取引当事者間で事前合意した識別子		必須, 取引当事者間で事前合意した識別子	任意, ???				
<b>発注者の識別子</b>										
適格請求書発行事業者 登録番号	IBT-048/Buyer Tax identifier	IID42/適格請求書発行事業者登録番号							買手企業の登録番号	
	任意, 適格請求書発行事業者の登録番号	任意, 適格請求書発行事業者の登録番号							任意, 適格請求書発行事業者の登録番号	
法人番号	IBT-047/Seller registration identifier	IID40/発注者国際企業コード		請求先企業法人コード	振込依頼人法人番号 (法人マイナンバー)	RID49/発注企業国際企業コード			振込依頼人法人番号 (法人マイナンバー)	
	任意, 法人番号	任意, 法人番号		任意, 法人番号	任意, 法人番号	任意, 法人番号			任意, 法人番号	
GLN			24/発注者GLN							
その他	IBT-046/Seller identifier	IID39/発注者コード	23/発注者コード		発注者コード	RID48/発注者コード				
	任意, ISO6523	???	必須, 取引当事者間で事前合意した識別子		必須, 取引当事者間で事前合意した識別子	任意, ???				
<b>請求書タイプの識別子</b>										
UNCL1001	IBT-003	IID3/インボイス文書タイプコード 仕入明細文書タイプコード				RID86/文書タイプコード			①/請求書タイプコード	
	必須, UNCL1001	必須, UNCL1001				必須, UNCL1001			必須, UNCL1001	
その他			7/メッセージ種							
			必須, 文字列							
現行案における 充足度タイプ	Type.2	Type.2	Type.3	Type.3	Type.3	Type.2	Type.3	Type.3	Type.1	



## 3.金融GIFの社会実装に向けて 必要な取り組み



# 御議論いただきたい事項②：社会実装に向けて必要な取り組み

- ・単に金融GIF標準を策定しただけでは、ステークホルダのエンゲージメントが高まらず、社会実装が進まないおそれ。
- ・技術的標準の浸透を図る際、直接ユーザに働きかけることは効果的ではないとの見解も。  
⇒ベンダや決済手段提供事業者に対する働きかけとして、必要な追加的な取り組みは何か

## 社会実装施策への考え方

- ・ユーザは直接の施策の対象とせず、ベンダ・決済手段提供事業者に標準に基づくサービス提供を図る施策の有効性の是非
- ・GIFに基づくサービス提供を判断する条件、材料

## 社会実装に向けた施策パッケージ

- ・GIFの浸透を図る観点から右図以外に必要な施策等

## IPA-DADCに期待すること

- ・GIFの策定にあたり、補助的に作成することが有効な材料はあるか。（先行事例の紹介、実装サンプル、XMLスキーマ等）
- ・GIFのメンテナンスのほか、アーキテクチャ設計を担うIPA-DADCに期待される役割はあるか（コミュニティの組成・維持、ベストプラクティス集の作成等）

## ● IPA-DADCが認知・協力している請求・決済連携に向けた施策パッケージ

	ベンダ	決済手段提供事業者
行政方針 (エンフォースメント)	デジタル庁重点計画	金融庁金融行政方針
実証&補助 (インセンティブ)	・官公庁調達業務システム化計画 ・NEDO実証	・全銀ネット補助事業 ・地域における各実証事業
標準化団体との連携	EIPA (デジタルインボイス)	全銀ネット (DI-ZEDI)



# (討議用参考資料) 企業間取引のデジタル化状況に関する調査



IPA-DADCでは、GIF普及・実装に向けたユーザ意識、課題を把握する観点から、「企業間取引のデジタル化状況に関する調査」を実施。

## ● 調査方法：書面調査とウェブアンケートの併用

実施期間：令和5年1月30日～同年2月17日

回答者：財務部門・財務システム担当部門の担当者

【発送数・有効回答数（有効回答率）】

企業群	定義	発送数	有効回答数（有効回答率）
① 大企業	小規模事業者及び中小企業に該当しない事業者で、①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）、②卸売業、③サービス業、④小売業を東京商工リサーチ保有データベースの比率に合わせた件数を各業種ごとに無作為抽出	6,000件	970件（16.2%）
② 中小企業	中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第1号から第4号に規定される事業者で、①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）、②卸売業、③サービス業、④小売業を東京商工リサーチ保有データベースの比率に合わせた件数を各業種ごとに無作為抽出	10,000件	2,030件（20.3%）
③- 1 小規模事業者	中小企業基本法第2条第5項に規定される事業者で、①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）、②卸売業、③サービス業、④小売業を東京商工リサーチ保有データベースの比率に合わせた件数を各業種ごとに個人企業2,000社、法人8,000社を無作為抽出	8,000件	1,180件（14.8%）
③- 2 個人事業主		2,000件	189件（9.5%）
合計		26,000件	4,369件（16.8%）

# (参考) 調査対象事業者

日本標準産業大分類	大企業	中小企業	小規模事業者	個人事業主	総計
A 農業、林業	0(4)	3(18)	27(135)	1(17)	31(174)
B 漁業	0	3(8)	4(15)	0(4)	7(27)
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1(6)	0(2)	2(8)	0	3(16)
D 建設業	50(159)	193(803)	378(3016)	88(1139)	709(5117)
E 製造業	165(1091)	258(1479)	215(1122)	15(119)	653(3811)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5(22)	2(11)	2(16)	0	9(49)
G 情報通信業	169(1029)	118(508)	22(146)	0(2)	309(1685)
H 運輸業、郵便業	27(121)	116(618)	47(247)	0(4)	190(990)
I 卸売業、小売業	263(1737)	710(3333)	214(1355)	64(517)	1251(6942)
J 金融業、保険業	13(147)	4(35)	17(85)	0	34(267)
K 不動産業、物品賃貸業	29(181)	47(237)	112(842)	2(16)	190(1276)
L 学術研究、専門・技術サービス業	75(489)	203(776)	61(392)	6(34)	345(1691)
M 宿泊業、飲食サービス業	36(192)	35(370)	4(117)	1(22)	76(701)
N 生活関連サービス業、娯楽業	23(142)	48(341)	27(155)	4(23)	102(661)
O 教育、学習支援業	8(47)	20(70)	3(17)	0	31(134)
P 医療、福祉	18(109)	65(350)	12(63)	1(11)	96(533)
Q 複合サービス事業	0(1)	1(2)	0	0	1(3)
R サービス業（ほかに分類されないもの）	88(523)	203(1039)	33(269)	7(92)	331(1923)
総計	970(6000)	2029(10000)	1180(8000)	189(2000)	4369(26000)

- ※1 業種は東京商工リサーチ保有データに基づき分類
- ※2 回答企業を特定できなかった1社については、除いて分類を実施
- ※3 表中の数値は、回答数（配布数）を示す

# ①発注者・受注者業務のシステム化状況

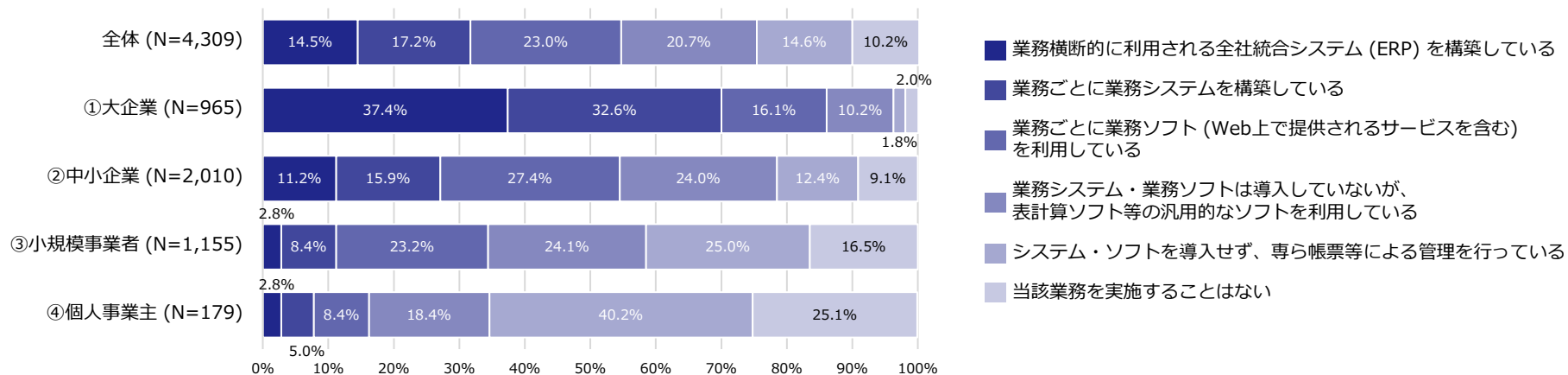


債権・債務管理業務の業務システム・ソフトの利用状況は中小企業で半数程度、小規模事業者で30%程度、個人事業主で15%程度。



企業間取引において、貴社が**債権・債務管理業務**（受発注取引に基づく売掛金・買掛金の発生状況の管理を行う業務等）を行う際のシステムやソフトの利用状況について、最も当てはまる選択肢番号に○を記入してください

## 債権・債務管理業務

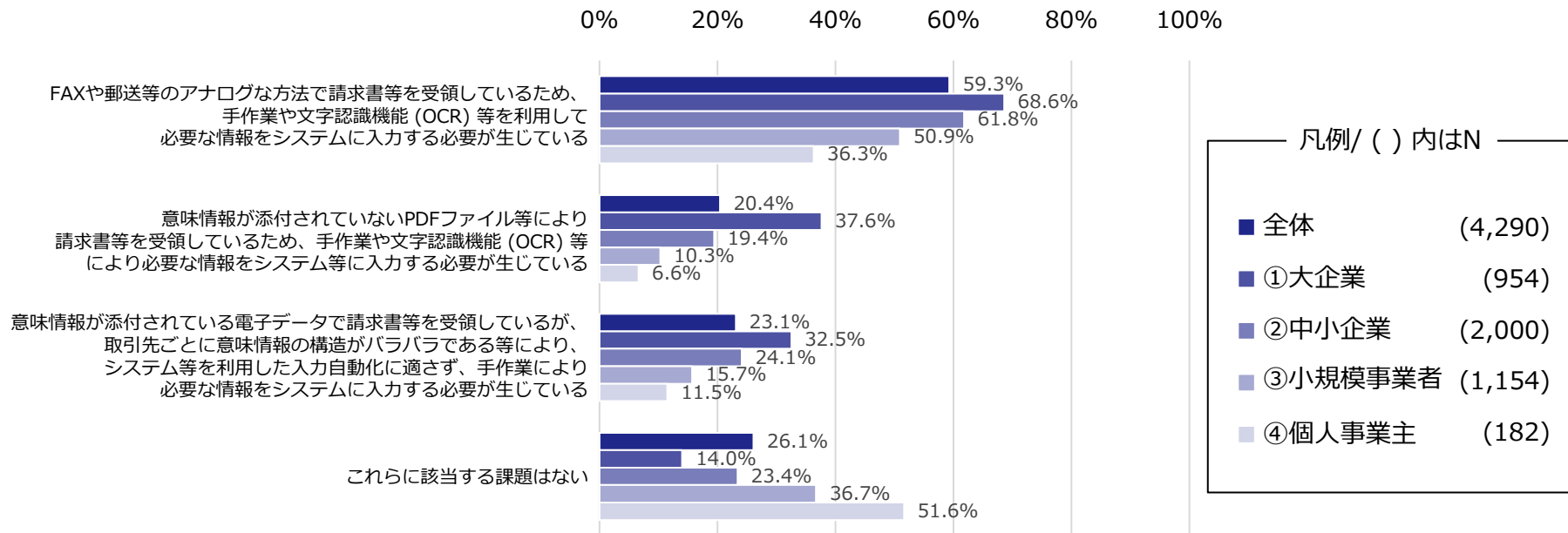


## ② 請求書の処理に関するデジタル化課題例



① 請求書の伝達手段がデジタル化されていないこと、② 請求書に機械可読なデータが付随していないこと、③ 機械可読なデータのセマンティクスの相互運用性が確保されていないことのそれぞれに課題。

Q 取引先から受領した請求書等処理する際に生じる以下の課題例のうち、貴社の業務実施上、当てはまる選択肢番号に全て○を記入してください



凡例/ ( ) 内はN

- 全体 (4,290)
- ①大企業 (954)
- ②中小企業 (2,000)
- ③小規模事業者 (1,154)
- ④個人事業主 (182)

## ②-2インボイス制度施行後の対応方針

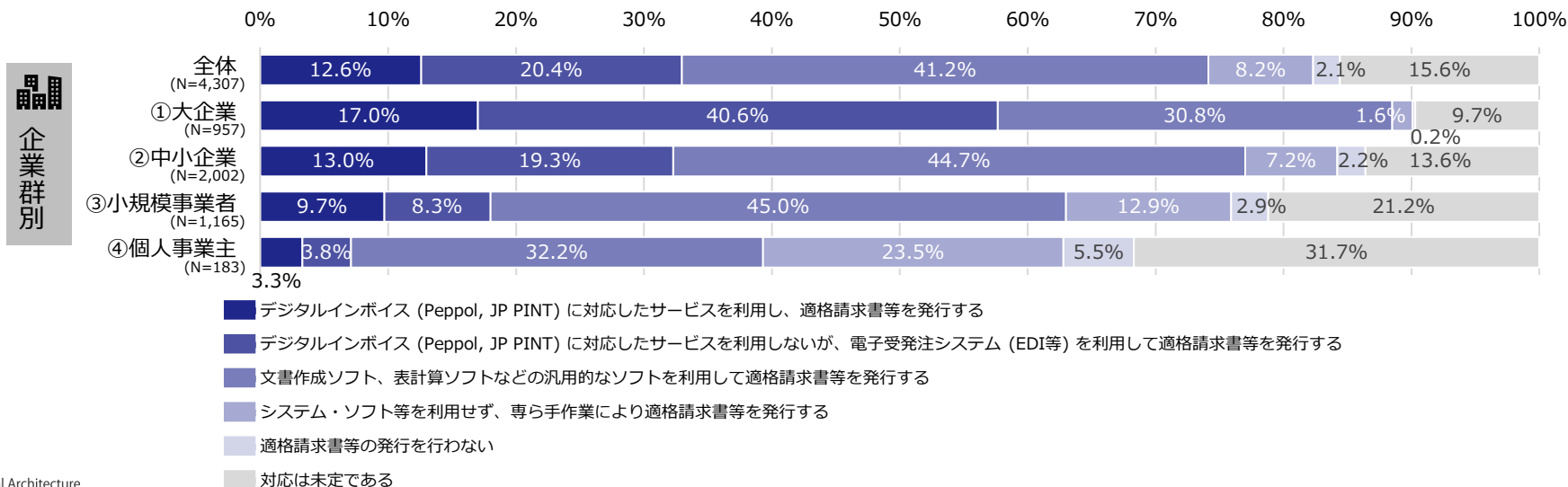


インボイス制度施行後、直ちにPeppolに対応したサービスを利用する事業者よりも、汎用的ソフトウェアやEDI等を利用して適格請求書を発行する事業者が多くなる可能性がある。



適格請求書等保存方式(インボイス制度)では、消費税における仕入税額控除の適用を受けるために、適格請求書発行事業者としての登録を行った事業者が発行する適格請求書等(インボイス)に基づくことが原則必要となります

**インボイス制度施行後における、貴社の適格請求書等(インボイス)の発行方針**として、最も当てはまる選択肢番号に○を記入してください

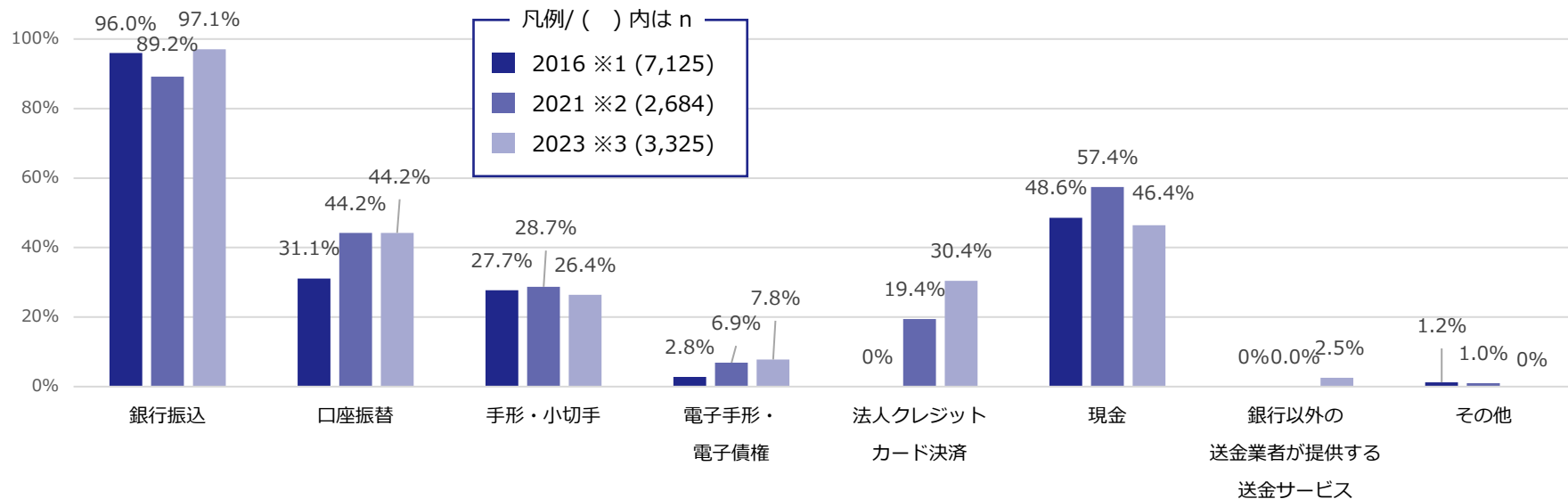


### ③支払いで利用される決済手段推移



支払いで利用される決済手段として最も利用されている手法は銀行振込。  
法人クレジットカードの利用割合が増加傾向にある。

Q 内為取引において、支払いの実施にあたり、**利用している決済手段**として多いものについて  
当てはまる選択肢番号に全て○を記入してください



(※1) 中小企業庁 (2016) 「決済事務の事務量等に関する実態調査」最終集計報告書

(※2) 公益財団法人 全国中小企業振興機関協会 (2021) 「ポストコロナ時代における規模別・業種別に見た中小企業の経営課題に関する調査報告書」を基にIPA-DADC作成

(※3) 独立行政法人情報処理推進機構 (2023) 「企業間取引のデジタル化状況に関する調査」(速報値)

## ③-2銀行振込における決済指示の方法

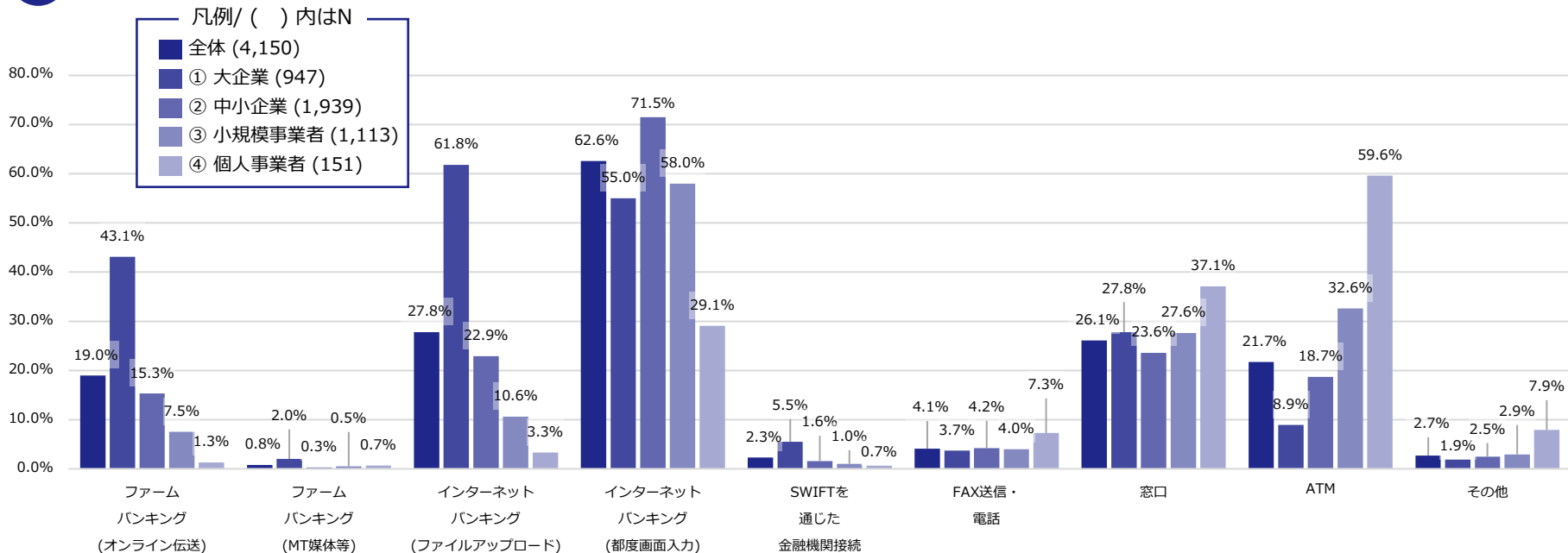


- 銀行振込における決済指示手段として、最も利用されている手法はIB。
- 中小企業以下では都度画面を入力する方法が多く利用されており、決済電文データを事業者が別途作成し、IBによりファイルをアップロードする比率は高いとは言えない。

(参考) 法人インターネットバンキング契約率は、中堅・中小企業以下で90.7%、小規模企業においても87.1% (金融庁(2022) 企業アンケート調査)

Q

貴社が実施する銀行振込における、**決済指示の方法**について、当てはまる選択肢番号に全て○を記入してください



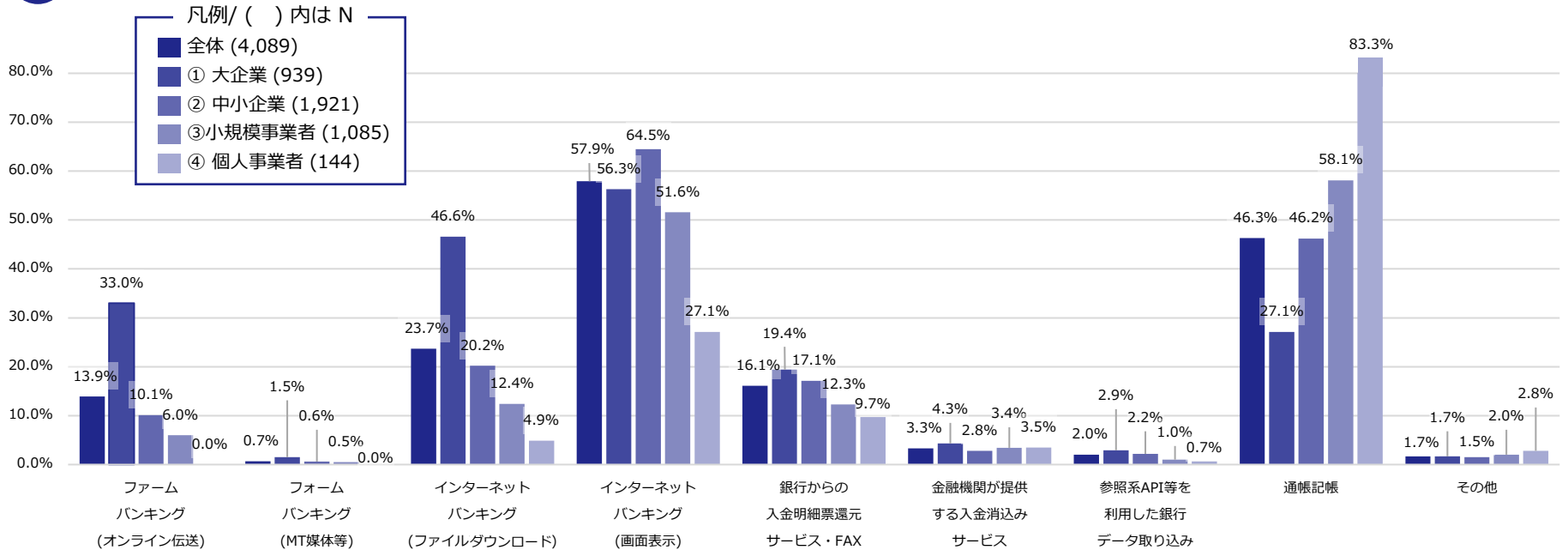
## ④入金確認の方法



- ・小規模事業者以下においては、通帳記帳による入金確認の利用が最も多い。
- ・大企業や中小企業ではIBの利用が多くみられるが、画面表示情報をもととした入金確認が多く利用されている。
- ・決済指示時よりもアナログな手法が利用されやすい傾向。

Q

貴社が実施する銀行振込における、入金確認の方法について、当てはまる選択肢番号に全て○を記入してください





## ⑤ 消込業務の改善意欲

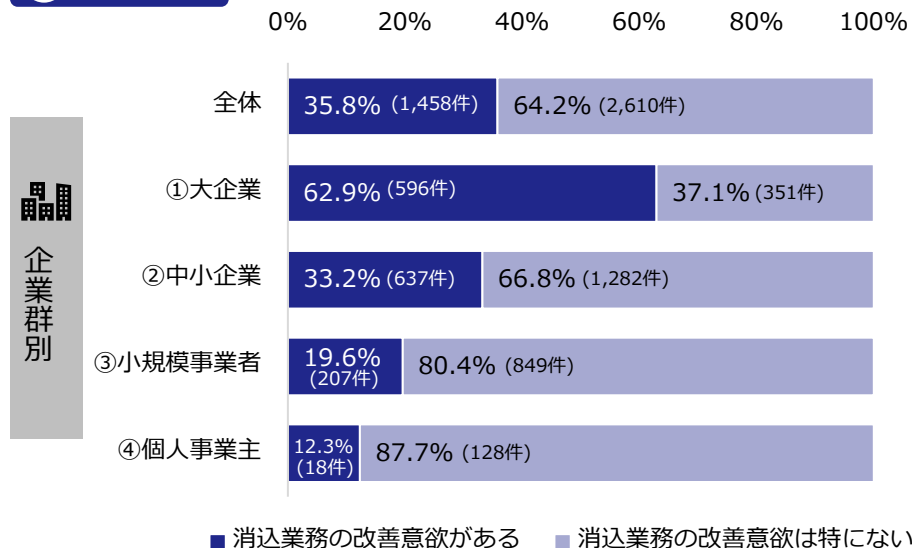


- ・半数以上の大企業において消込業務の改善意欲が存在。
- ・対して、小規模事業者や個人事業主における消込業務の改善意欲は2割程度。

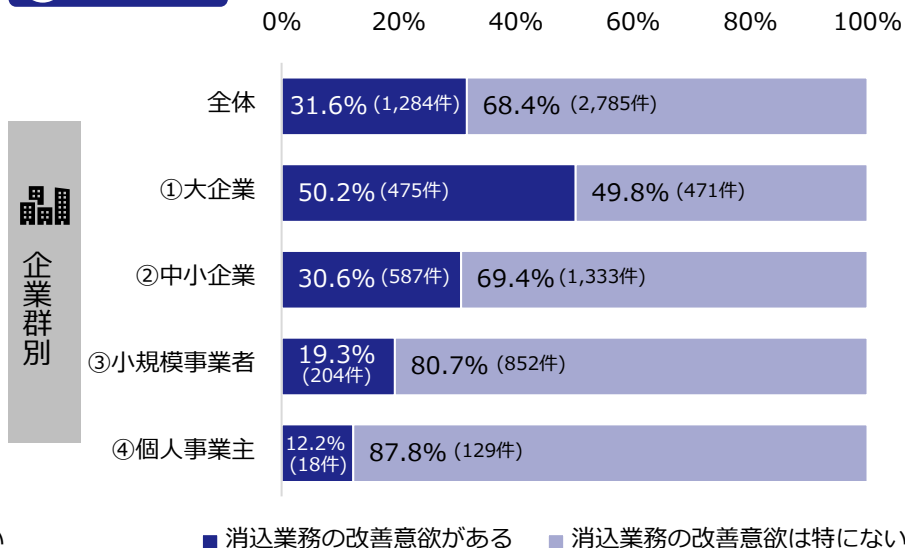


①債権消込及び②債務消込の各業務について、今後積極的に業務負荷軽減のための改善を行いたいと考えますか  
それぞれ当てはまる選択肢番号に○をご記入ください

### 1 債権消込



### 2 債務消込



## ⑥ 決済プロセスにおける請求関連情報の添付状況



- ・事業規模を問わず、依頼人名欄に請求に関連した情報を添付している事業者は4割前後。  
→現状でも一定程度請求関連情報を決済電文に添付する実務は見られる。
- ・請求関連情報の添付先としては、「通信欄」よりも「依頼人名欄」の利用が多くみられる。  
→U/I上使い勝手の良いデータ項目の利用が好まれる可能性。

Q

銀行振込を利用する際には、任意に入力可能とされている①依頼人名欄に請求書番号や支払目的を記載して、取引先に伝達する取引事例が見られます  
また、振込電文を自ら作成する場合、全国銀行協会が定めた振込電文フォーマット(以下、全銀フォーマット)には、②通信欄が設定されており、請求書番号や支払目的を記載することができます

そのほか、ゆうちょ銀行が提供する通常払込みでは、③払込取扱票の通信欄を利用して、受取人に対して任意の情報を伝えることができます

貴社が内為送金を行う際、①依頼人名欄、②決済電文の通信欄または、③通常払込取扱票の通信欄を利用して、受取人に請求書番号や支払目的を伝達することがありますか。それぞれ当てはまる選択肢番号に○を記入してください

( ) 内はN (右グラフの並び順)

全体 (4,073; 4026; 4023)

1 大企業 (933; 924; 920)

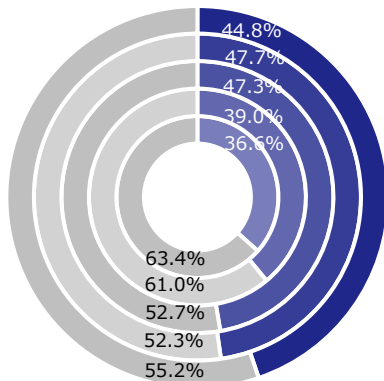
2 中小企業 (1,916; 1,901; 1,895)

3 小規模企業 (1,082; 1,064; 1,067)

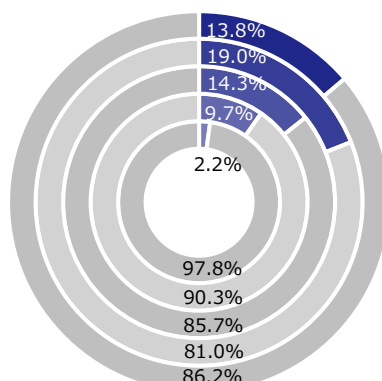
4 個人事業主 (142; 137; 141)

企業群別

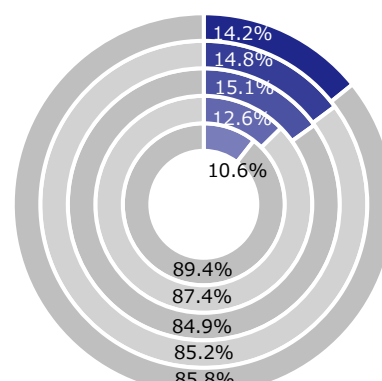
1. 依頼人名欄



2. 決済電文通信欄



3. 通常払込取扱票の通信欄



■ 利用している  
■ 利用していない



**参考**  
**決済テクニカルミーティング**  
**プレ会合討議事項**



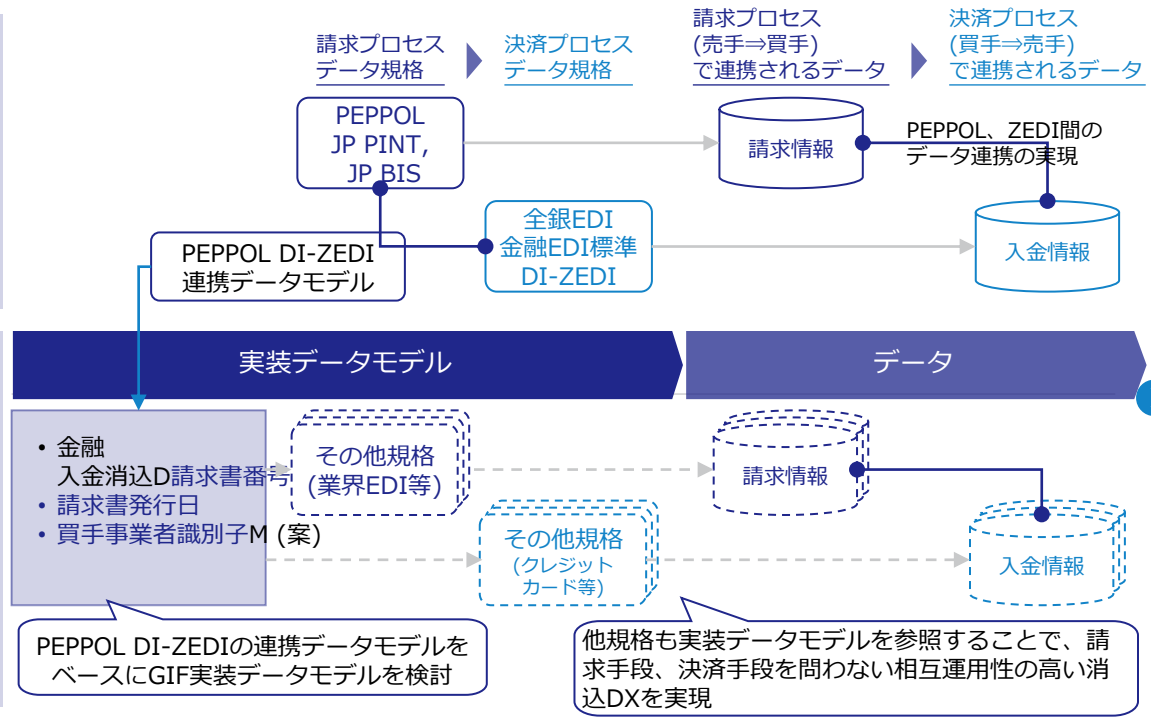
# 金融分野におけるGIFへの取込みに向けた検討事項について



本日のPEPPOL/DI-ZEDIデータモデルをベースに、異なる請求標準や決済手段を利用する場合であっても消込を行う上でキーとして利用することが可能なデータ項目を特定し、入金消込DMの検討及び普及に向けた施策検討を想定。

PEPPOLを踏まえたDI-ZEDIの検討

政府相互運用性フレームワーク(GIF)への取り込み



## 決済TMでの実施事項

### 金融EDI情報(DI-ZEDI)の検討

**論点 A** PEPPOL/DI-ZEDIの相互運用性を確保するためのデータモデル(キー項目、運用ルールなど)の在り方について

▶ プレ会合における検討事項

### GIF 入金消込DMの検討

**論点 B** PEPPOL/DI-ZEDIデータモデルをベースに、GIFに取り込むべき請求・決済他標準の範囲、及びデータモデルについて

**論点 C** 入金消込DMのGIF参照データモデルとしての普及施策について

▶ 本会合における検討事項

# 決済プレ会合における討議結果(1/3)

## 1.対象とするスコープ(請求取引の種類、消込ユースケース)



### 討議事項



### 討議結果



### プレ会合におけるコメント (抜粋)

#### 1-A

DI-ZEDIがカバーする  
請求取引の種類

- 様々な請求取引に対応する観点から、デジタルインボイスのスコープとなっている、適格請求書 (JP PINT)、仕入明細 (JP BIS) および区分記載請求書を対象とする
- なお、仕入明細および区分記載請求書については、デジタルインボイス仕様策定完了次第、必要に応じてDI-ZEDIの補訂を行う

- デジタルインボイスで対応予定となっているものは、金融EDIでも広く対応した方がよい
- JPPINTベースで議論を行い、随時補訂を行う方向性がよいのではないか
- 免税事業者は適格請求書発行事業者の登録番号を持たないため、区分記載請求書の仕様策定を通じた議論が必要

#### 1-B

DI-ZEDIで対応可能な  
入金消込ユースケース  
のスコープ

- Level1 “請求書単位と決済行為間の関係性を明確にする”を対象とする
- Level3例④の振込手段特有のユースケースについて、対応可否を全銀ネットにて検討する

- Level2について、明細単位での消込需要はあるものの、請求書明細と債権管理の紐づけは、個々の業務機能に依存するため、標準化しても直ちに有用ではない可能性。Level1の実現・運用を踏まえて、標準化の議論をすべき
- Level3例④振込手数料について、どの事業者においても発生しているケースなので、協調領域として標準化することは一定の理解が得られるのではないか

# 決済プレ会合における討議結果(2/3)

## 2. 消込を実現するためのデータ項目 (キー項目、その他必要項目)

### 討議事項

### 討議結果

### プレ会合におけるコメント (抜粋)

#### 2-A

消込を可能とするため、金融EDI情報 (DI-ZEDI) に連携すべきキー項目  
( ) 内は、連携すべきPEPPOL項目ID

- 発行主体で請求情報を特定するためのキー項目  
「請求書番号」 (IBT-001 InvoiceNumber)  
「請求書発行日」 (IBT-002 InvoiceIssueDate)  
「取引相手の識別子」  
(IBT-031 SellerTaxIdentifier, IBT-048 BuyerTaxIdentifier)
- 消込主体で消込のために必要となるキー項目  
「取引相手の識別子」  
(IBT-031 SellerTaxIdentifier, IBT-048 BuyerTaxIdentifier)  
「請求書タイプの識別子」 (IBT-003 InvoiceTypeCode)

- 請求書番号は、請求月毎、相手事業者毎に採番されるケースがある
- 登録番号を持たない事業者の場合は、法人番号の活用も考えられる

#### 2-B

金融EDI情報 (DI-ZEDI) に連携することで消込に役立つ項目

- ZEDIの利用ユースケースを踏まえ、返還インボイス識別に一定程度有用性がありうる請求金額項目  
「請求金額」 (IBT-112 InvoiceTotalAmountWithTAX)

- JP PINTにおいて、返還インボイスは金額の負数で識別する

## 3. 画一的な変換のための項目仕様、変換仕様

#### 3-A

「請求書番号」  
「請求金額」

- 「請求書番号」  
ISO20022における請求書番号項目を参考に、金融EDIにおける請求書番号は最大35桁とする
- 「請求金額」  
ISO20022における金額項目を踏まえ、金融EDIにおける請求書番号は最大18桁、負数に対応とする

- 「請求書番号」  
JP PINT上は桁数の制約はないが、会計ソフトではそれぞれ異なる制約を設けているため、桁数上限など一定の運用ルールが必要

# 決済プレ会合における討議結果(3/3)

## 討議結果まとめ

				討議事項3-A	TMプレ会合ミニット		
		情報項目名	データ設定元：PEPPOL JPPINT	PEPPOL JPPINT における項目仕様	PEPPOL (EIPA) での考慮	DI-ZEDI (全銀ネット) での考慮	
討議事項 1-A,1-B	討議事項 2-A	金融EDI情報 (DI-ZEDI)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>JPBISおよび区分記載請求書の策定推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JPPINTへの対応</li> <li>JPBISおよび区分記載請求書対応 (DI-ZEDIの補訂)</li> </ul>	
		請求書番号	IBT-001/ Invoice number	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目</li> <li>桁数の上限等項目仕様の制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JP PINTにおいても桁数上限35桁とすることへのEIPA会員企業間合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目とする</li> <li>上限35桁とする</li> </ul>	
		請求書発行日	IBT-002/ Invoice issue date	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目</li> <li>ISO8601に準拠 (YYYY-MM-DD)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目とする</li> <li>PEPPOL項目仕様に準拠する</li> </ul>	
		受注者識別子	IBT-031/ Seller TAX identifier	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目</li> <li>適格請求書発行事業者の登録番号</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目とする</li> <li>PEPPOL項目仕様に準拠する</li> </ul>	
		発注者識別子	IBT-048/ Buyer TAX identifier	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意項目</li> <li>適格請求書発行事業者の登録番号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JP PINTへの設定を推奨することのEIPA会員企業間合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入力推奨項目とする</li> <li>PEPPOL項目仕様に準拠する</li> </ul>	
		請求書タイプ識別子	IBT-003/ Invoice Type Code	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目</li> <li>UNCL1001に準拠</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目とする</li> <li>PEPPOL項目仕様に準拠する</li> </ul>	
		2-B	請求金額 (税込)	IBT-112/Invoice total amount with TAX	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須項目</li> <li>桁数の上限等項目仕様の制限なし</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>入力推奨項目とする</li> <li>上限18桁、負数および端数可とする</li> </ul>
			振込手数料の 差引ユースケース	—	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>考慮要否を全銀ネットにて検討する</li> </ul>

# PEPPOL DI-ZEDIのデータ連携イメージ

■ 発注者業務機能で作られる情報  
 ■ 受注者業務機能で作られる情報  
 ■ 仲介機能で作られる情報

